

最近の新規受付事件（令和7年6月）

不当労働行為事件

整理番号	業種	申立人	請求する救済内容
1	システム開発	組合	1 組合員が組合員であること及び組合員として行動をしたことの故を以て不利益に取り扱ってはならない 2 社内での発言によって、組合員の組合活動意思を萎縮させたり、組合への加入を妨げたりすることによって、労働組合の運営を阻害してはならない 3 謝罪文の手交、掲示、全国紙への掲載
2	フードデリバリー事業	組合	1 団体交渉に応ずること。
3	一般貨物自動車運送事業	組合	1 会社らは、団体交渉申入れに誠実に応ずること。 2 会社らは、Xを職場に復帰させること。 3 会社らは、9月11日以降のXの賃金相当額を支払うこと。 4 会社らは、団体交渉申入書及び2025年春闘要求書に基づく団体交渉に誠実に応ずること。 5 会社らによる陳謝文の交付及び掲示
4	医療用器材の輸入販売	組合	1 組合員X 1及びX 2に対し、担当エリア、担当する病院及び施設の変更を行わないこと。 2 謝罪文の掲示、交付並びに会社ホームページ及び新聞への掲載
5	不祥	組合	1 団体交渉を拒否しないこと。 2 団体交渉に誠実に応ずること。
6	美容脱毛サロン	組合	1 団体交渉申入れに誠実に応ずること。 2 陳謝文の掲示